**東日本大震災により被災した児童生徒の学校における受入れ状況調査**

東日本大震災により被災した児童生徒の

**４．主な調査事項**

**３．調査の対象**

**２．調査時点**

**１．調査の目的**

（１）東日本大震災の影響により、被害の甚大な３県（岩手県、宮城県、福島県）に居住していた児童生徒を震災前の居住地とは別の居住地の学校が受け入れた児童生徒数

（２）（１）のうち、他の都道府県にある学校が受け入れた児童生徒数（同一県内における受入れ数を含まない）

（３）（１）のうち、それぞれ同じ県内の学校が受け入れた児童生徒数

東日本大震災により被災し、被害の甚大な３県（岩手県、宮城県、福島県）から受け入れた児童生徒

※　本調査は震災時までに生まれていた子供を対象としている。このため、本年度の対象となるのは、令和２年５月１日現在、原則として、小学校４学年から高等学校３学年に在籍する児童生徒数となる。

東日本大震災により被災した児童生徒における就学の機会を確保するとともに、当該児童生徒に対する支援策の検討に資するため、令和２年５月１日現在の東日本大震災により被災した児童生徒の学校における受入れ状況を把握する。

令和２年５月１日

1. 東日本大震災の影響により、被害の甚大な３県（岩手県、宮城県、福島県）に居住していた児童生徒を震災前の居住地とは別の居住地の学校が受け入れた児童生徒数
   * 同一県内における受入れ数を含む



1. （１）のうち、他の都道府県にある学校が受け入れた児童生徒数

　※　同一県内における受入れ数を含まない



1. （１）のうち、それぞれ同じ県内の学校が受け入れた児童生徒数



※　区域外就学：公立の小学校、中学校、義務教育学校並びに特別支援学校の小学部

及び中学部における受入れのみ（学校教育法施行令第９条又は学校

教育法施行令第１７条に基づくもの）

※　事実上の就学：転入学等の手続きは行っていないが、授業等に参加すること。

（４）　東日本大震災の影響により、震災前の居住地とは別の居住地の学校が受け入れた（幼児）児童生徒数の推移 ⇒ （１）の推移  
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※　同一都道府県内における受入れ数を含む



※　令和元年以降は被害の甚大な３県（岩手県、宮城県、福島県）から受け入れた児童生徒数を調査している。

（５） （１）のうち、被害の甚大な３県（岩手県、宮城県、福島県）に居住していた（幼児）児童生徒を他の都道府県にある学校が受け入れた数の推移 ⇒ （２）の推移



（６） （１）のうち、被害の甚大な３県（岩手県、宮城県、福島県）において、それぞれ同じ県内の学校が受け入れた（幼児）児童生徒数の推移 ⇒ （３）の推移

